



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を改正する告示（職員厚生課）…………… 1
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示（職員厚生課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（森林管理課）…………… 2
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 4

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告…………… 4

告 示

沖縄県告示第299号

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を改正する告示

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成4年沖縄県告示第532号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,166円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,691円	13,207円
25歳以上30歳未満	6,194円	14,410円
30歳以上35歳未満	6,574円	17,067円
35歳以上40歳未満	6,782円	19,457円
40歳以上45歳未満	7,139円	21,258円
45歳以上50歳未満	7,212円	22,444円
50歳以上55歳未満	7,109円	24,625円
55歳以上60歳未満	6,698円	24,863円

60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円
65歳以上70歳未満	3,980円	15,827円
70歳以上	3,980円	13,207円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年8月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の本則の表（35歳以上40歳未満の項最高限度額の欄、40歳以上45歳未満の項最高限度額の欄、45歳以上50歳未満の項最高限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最高限度額の欄、55歳以上60歳未満の項最高限度額の欄及び65歳以上70歳未満の項最高限度額の欄に係る部分を除く。）の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の本則の表（35歳以上40歳未満の項最高限度額の欄、40歳以上45歳未満の項最高限度額の欄、45歳以上50歳未満の項最高限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最高限度額の欄、55歳以上60歳未満の項最高限度額の欄及び65歳以上70歳未満の項最高限度額の欄に係る部分に限る。）の規定は、令和5年8月4日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

沖縄県告示第300号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額（平成8年沖縄県告示第628号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「171,650円」を「172,550円」に、「75,290円」を「77,890円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「85,780円」を「86,280円」に、「37,600円」を「38,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年8月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の本則の表の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

沖縄県告示第301号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市地内（白保地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年7月20日から同年9月15日まで

3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第302号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和5年8月4日

沖縄県文化観光スポーツ部長 宮 城 嗣 吉

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和5年7月12日から同年9月3日まで
- 4 観覧料の額

令和5年度美術館企画展「MINIATURE LIFE展2 ミニチュアライフ 田中達也 見立ての世界」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,300円	1,100円
	大学生及び高校生	1,000円	800円
	中学生及び小学生	700円	550円
	小人	200円	150円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」、「中学生及び小学生」及び「小人」のいずれにも該当しない者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「小人」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 5 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年8月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古堅(2)	南城市大里字古堅及び字平良の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大里江原(2)	南城市大里字大里及び字平良の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大城(2)	南城市大里字大城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
稲嶺	南城市大里字稲嶺の区域のうち、次の図に示す区域（「次の	急傾斜地の崩壊

	図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	
新里	南城市佐敷字新里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
垣花	南城市玉城字垣花の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
中山(1)	南城市玉城字中山の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
中山(2)	南城市玉城字中山の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年8月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年10月13日 沖縄県指令土第723号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波溝原822番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高安659番地1 ユニオンスクエア I 106号室 喜瀬乗由
- 5 検査済証番号 令和5年7月12日 第4887号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年8月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年10月6日 沖縄県指令土第736号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波溝原822番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字饒波830番地 儀武都英、豊見城市字饒波830番地 儀武みどり
- 5 検査済証番号 令和5年7月12日 第4888号
- 6 工事完了年月日 令和5年6月9日

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年8月4日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 1,228,000リットル(予定)
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和5年10月1日から同年12月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - ア 令和5年2月10日付け沖縄県公報定期第5098号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 沖縄本島内に事業所を有する者

- (2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページから様式をダウンロードして入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和5年8月25日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県病院事業局病院事業経営課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁4階) 電話番号098-866-2636

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和5年8月25日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年9月22日(金曜日)午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁11階第5会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

6 入札保証金 見積る契約金額(単価契約にあっては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の5以上の金額を5(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和5年8月25日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県病院事業局病院事業経営課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和5年9月21日(木曜日)午後5時まで
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) JOB
Okinawa Prefectural Hospital Bureau Supplying The A heavy oil For October, November and December
 - (2) PERIOD OF CONTRACT
October 1, 2023 to December 31, 2023
 - (3) DATE FOR BID
September 22, 2023 10:00 a.m.
 - (4) CONTACT
Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 JAPAN
Phone : 098-866-2636

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 文進印刷株式会社
〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4